

# 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案の概要

## 趣 旨

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月27日)」や「三位一体の改革について(平成15年12月19日政府・与党協議会)」等を受け、国と地方の役割分担及び費用負担の在り方の見直しを図るという観点から、**義務教育費国庫負担金の負担対象経費を国として真に負担すべきものに限定**。

平成16年度から、**退職手当及び児童手当に係る部分(2,309億円)を国庫負担の対象外**とする。

これらは、在職中に支給される給与本体とは異なるもの  
これまでも、在職中に支給される給与以外の経費(共済費長期給付等)は一般財源化  
・共済費長期給付、公務災害補償 平成15年度

## 概 要

### 義務教育費国庫負担法の一部改正

義務教育諸学校(養護学校の小・中学部を除く)の教職員に係る**退職手当及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外**とする。

### 公立養護学校整備特別措置法の一部改正

養護学校の小・中学部の教職員に係る**退職手当及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外**とする。

#### 附則

- ・この法律案は、平成16年4月1日から施行する。
- ・義務教育教職員給与費等の負担の在り方に関する検討の状況等を勘案し、必要に応じ、所要の措置を講ずる旨を規定する。
- ・その他所要の規定の整備を行う。

#### 予算関連法案

教職員給与に係る国庫負担金の交付決定は平成16年4月に行う必要があるため、「日切れ扱い」法案

## 地方財源の手当について

退職手当及び児童手当に係る部分を国庫負担の対象外とすることに伴う地方財源の手当については、地方の財政運営に支障が生じないよう**税源移譲予定特例交付金により全額措置**。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(抄)

平成15年6月27日閣議決定

三位一体改革の具体的な改革工程

( ) 国庫補助負担金の改革

「国庫補助負担金等整理合理化方針」に掲げる措置及びスケジュールに基づき、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ、国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。

国庫補助負担金等整理合理化方針(抄)

1 「改革と展望」の期間中における基本方針

(2) 国庫負担金の廃止・縮減

国が一定水準を確保することに責任を持つべき行政分野に関して負担する経常的国庫負担金については、国と地方公共団体の役割分担の見直しに伴い、国の関与の整理合理化等と併せて見直し、社会経済情勢等の変化をも踏まえ、その対象を真に国が義務的に負担を行うべきと考えられる分野に限定していく。

2 重点項目の改革工程

退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。

三位一体の改革について(抄)

平成15年12月19日

三位一体の改革に関する  
政府・与党協議会

(1) 国庫補助負担金の改革について

1. 平成16年度予算において、地方向け国庫補助負担金について1兆円の廃止・縮減等の改革を行う。なお、義務教育費国庫負担金の退職手当・児童手当に係る取扱いについては、暫定的な措置とする。

文部科学省関係

義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。

退職手当等については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金を設け税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないように暫定的に財源措置を講じる。なお、税源移譲の時期は国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断する。